

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に係る広島県手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行の手続きに関し、必要な事項を定める。

(適用)

第2条 この要綱（法第18条第1項の規定による許可を除く。）は、竹原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町の全域に適用する。ただし、三次市の区域にあっては、法第2条第6項ただし書の規定により広島県知事が所管行政庁となる住宅に限る。

2 法第18条第1項の規定による許可においては、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市及び廿日市市の区域を除く県下全域に適用する。

(認定の申請)

第3条 法第5条第1項から第3項の規定による認定の申請をする者（以下「認定申請者」という。）は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「法施行規則」という。）第一号様式の申請書に、法第5条第4項又は第5項の規定による認定申請者は、法施行規則第一号の二様式の申請書に、法第5条第6項又は7項の規定による認定申請者は、法施行規則第一号の三様式の申請書に、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあっては、法施行規則第2条第1項の表1（住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第6の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）を添付する場合は表3）に、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請にあっては、法施行規則第2条第1項の表1及び表2（確認書等を添付する場合は表2及び表3）に定める添付図書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年広島県規則第14号。以下「県細則」という。）第2条の規定により所管行政庁が必要と認める図書を含み、県細則第3条の規定により所管行政庁が不要と認める図書を除くもの。）を添えたもの（以下「認定申請書」という。）を、広島県土木建築局建築課（以下「建築課」という。）に必要通数（正本1通及び副本2通（管理組合等がある場合にあつては、副本は、管理組合等の数を加えた通数、申請書に、確認書等を添えた場合にあつては、副本1通））提出するものとする。

なお、認定の申請に係る手数料は、係員の指示により、所定の窓口で納付するものとする。

2 認定申請者は、当該申請に係る住宅について、次のいずれかの手続きを行うものとする。

(1) 法第6条第2項の規定により申し出る場合においては、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を前項の認定申請書に併せて、建築課に必要通数（正本1通及び副本1通（申請に係る住宅が、建築基準法第6条の3第1項の規定により、都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならないものである場合にあつては、副本2通））提出するものとする。

なお、確認の申請に係る手数料は、係員の指示により、所定の窓口で納付するものとする。

(2) 前号の申し出をしない場合においては、次によるものとする。

ア 建築基準法第6条第4項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定に基づく確認済証（当該申請又は通知に係る受理された広島県建築基準法施行細則第333条第1項に基づく設計変更届も含む。以下「確認済証」という。）の交付を受けている場合、確認済証に建築基準法施行規則第2条第1項に規定する確認申請書の副本並びにその添付図書及び添付書類、同施行規則第3条の4第1項に規定する確認申請書の副本並びにその添付図書及び添付書類又は同施行規則第8条の2第2項の規定により準用する同施行規則第2条第1項に規定する計画通知書の副本並びにその添付図書及び添付書類を添えたもの（以下「確認済証等」という。）を建築課に提示し、確認済証等の計画内容と認定申請書の計画内容との照合及び確認を受けるものとする。

イ 確認済証の交付を受けていない場合は、その旨を認定申請書に記載するものとする。

なお、確認済証の交付を受けた場合は、当該確認済証等を建築課に提示し、当該確認済証等の計画内容と認定申請書の計画内容との照合及び確認を受けるものとする。

ウ 郵送申請又は電子申請を行う場合にあつては、前各号の規定によらず、申請者の責において、当該確認済証等の計画内容と認定申請書の計画内容との照合及び確認を行うものとする。

（計画変更認定申請）

第4条 法第8条第1項の規定に基づく認定を申請する者は、変更認定申請書（法施行規則第三号様式）に、法施行規則第2条第1項の表1若しくは表2又は表3に定める添付図書のうち変更に係るもの（前条第1項の規定を準用）を添えて、建築課に必要通数（正本1通及び副本2通（管理組合等がある場合にあつては、副本は、管理組合等の数を加えた通数、申請書に、品確法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書の写しを添えた場合にあつては、副本1通））提出するものとする。

2 前条の規定は前項の申請について準用するものとする。

（軽微な変更）

第5条 法第8条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更該当する場合又は法第6条に掲げる基準以外を変更する場合は、設計変更届（別記様式第1号）を建築課に必要通数（正本1通及び副本1通（管理組合等がある場合の副本は、管理組合等の数を加えた通数））提出するものとする。

（譲受人を決定した場合の計画変更認定申請）

第6条 法第9条第1項の規定による変更認定を申請しようとする者は、申請書（法施行規則第五号様式）を、建築課に必要通数（正本1通及び副本1通（管理組合等がある場合の副本は、管理組合等の数を加えた通数））提出するものとする。

（区分所有住宅の管理者等が選任された場合の計画変更認定申請）

第7条 法第9条第3項の規定による変更認定を申請しようとする者は、申請書（法施行規則第六号様式）を、建築課に必要通数（正本1通及び副本1通（管理組合等がある場合の副本は、管理組合等の数を加えた通数））提出するものとする。

（地位の承継の承認申請）

第8条 法第10条の規定による承認を受けようとする者は、承認申請書（法施行規則第

七号様式)を、建築課に必要通数(正本1通及び副本1通(管理組合等がある場合の副本は、管理組合等の数を加えた通数))提出するものとする。

(工事完了の報告)

第9条 法第11条の規定に基づく第6条第1項の認定(第8条第1項の変更の認定(法第9条第1項又は第3項の規定による第8条第1項の変更の認定を含む。))を含む。)を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、同条の規定に基づく認定長期優良住宅の工事が完了したときは、法第12条の規定により、工事完了報告書(別記様式第2号)を建築課に1通提出するものとする(長期優良住宅維持保全計画においては、法第8条第1項の変更の認定に限る。))。

(住宅の建築又は維持保全状況の報告等)

第10条 法第12条の規定により建築課から認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況の報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全に係る状況報告書(別記様式第3号)を建築課に必要通数(正本1通及び副本1通(管理組合等がある場合の副本は、管理組合等の数を加えた通数))提出するものとする。

(許可の申請)

第11条 法第18条第1項の許可を申請する者は、申請書(法施行規則第九号様式)の正本及び副本に、県細則第4条で定める図書又は書面を添えて、建築課に提出するものとする。

なお、許可の申請に係る手数料は、係員の指示により、所定の窓口で納付するものとする。

(設計の変更届)

第12条 法第18条第1項の許可を受けた者は、申請書及び添付図書に記載の計画の内容の変更をして、当該申請に係る住宅の建築をしようとするときは、設計変更届(別記様式第1号の2)の正本及び副本に、当該計画の変更内容を示す図書及び当該許可の通知書を添えて、建築課に提出するものとする。

2 法第18条第1項の許可を受けた者は、前項の規定による変更内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、新たに法第18条第1項の許可を申請するものとする。

- 一 申請に係る住宅の構造型式の変更等構造設計の基本的な部分を変更するとき。
- 二 避難施設全体の配置の変更又は重要な階段の数若しくは位置の変更等避難計画の根本を変更するとき。
- 三 申請に係る住宅の面積の重要な変更をするとき。
- 四 申請に係る住宅の各部分の高さを変更するとき(申請に係る住宅の高さが減少する場合を除く。)
- 五 その他知事が必要と認めるとき。

(申請の取下げ)

第13条 法又はこの要綱による申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)を取下げようとする者は、認定申請等取下げ届(別記様式第4号)を建築課に必要通数(正本1通及び副本1通(管理組合等がある場合の副本は、管理組合等の数を加えた通数))提出するものとする。

(認定長期優良住宅の建築又は維持保全の取止め)

第14条 認定計画実施者は、法又はこの要綱による通知書又は受理済届出書（以下「通知書等」という。）の交付を受けた後、建築又は維持保全を取止める場合は、法第14条第2項の規定に基づき、認定長期優良住宅の建築又は維持保全取止め届（別記様式第5号）を建築課に必要通数（正本1通及び副本1通（管理組合等がある場合の副本は、管理組合等の数を加えた通数））提出するものとする。

この場合、当該取止めに係る申請書等（副本）及び通知書等を添えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月16日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による廃止前の収入証紙に係る徴収措置は、平成26年10月31日までの間は、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第1号の改正規定は平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。